

恒久的施設の認定ルール

外国課税対象が関与するクロスボーダー事業の発展に伴い、インドネシア財務大臣は、2019年4月1日付けで規則 No. 35/PMK.03/2019 (以下「PMK-35」)を公布しました。

PMK-35では恒久的施設(PE)の定義と認定の規則を規定しており、インドネシア国内で事業活動を営む外国納税者に対する法的確実性をもたらすことを目的としています。

多くの部分で、PMK-35は、インドネシア所得税法(ITL)並びにOECD及びUNの関連コメントリーにおける既存のPEコンセプトと一致しています。ですが、特にITLの条項では、既存の規則では網羅されていなかった一部の解釈上の問題について、より多くの詳細な指針を提供しています。

PEの税務IDの登録と取消

PMK-35は国税通則法(*Ketentuan Umum Perpajakan*)の実施細則であり、税務ID(*Nomor Pokok Wajib Pajak/NPWP*)及びVAT事業者ステータス(*Pengusaha Kena Pajak/PKP*)について規定しており、これらはその他の納税者に適用される一般規定と一致しています。

NPWP登録は事業活動の開始から1ヶ月以内に実施しなければならず、PEがその事業又は活動を停止した場合、当該の登録の取消ができます。

PKP登録は、最低売上高基準値を超えた翌月末までに実施しなければならず、当該基準値にもはや満たない場合は当該の登録の取消ができます。

PEの一般的な定義

ITLとの一貫性を保ち、PMK-35では外国個人を、インドネシア国内に居住せず、ある12ヶ月間においてインドネシア国内の滞在期間が183日未満の個人と定義しています。また、外国企業は、インドネシア国内で設立されていない若しくはインドネシア国内に居住していない企業と定義されています。以下、外国個人と外国企業をまとめて「外国主体」と総称します。

PMK-35では、PEとは、本質的に恒久的に固定された事業所で、外国主体がこれを通じてインドネシア国内で事業又は活動を行うものと一般的に定義されています。

当該規則では、要件の判断を下すために適用可能ないくつかの原則について説明しています。例えば、固定された事業所の存在は、当該事業所が外国主体によって所有されているか、賃貸されているか、若しくは外国主体が当該事業所の法的権利を有するか否かに係らず判断されます。ただし、事業所は、外国主体が事業又は活動を行うために無制限のアクセスをもたらす形で利用可能な状態でなければなりません。

PMK-35では、事業所が電子的なデータストレージ(保管)及び/又は電子的データ管理のみを行い、外国主体が当該事業所の運営のためのアクセスが制限されている場合を、例外として規定しています。

外国主体が事業又は活動を行う事業所はいかなる場所、空間、施設又は設備(機械設備を含む)をも占拠することができ、下記の形態をとることができます:

- 経営管理の場所
- 支社、支店
- 代表事務所
- オフィスビル
- 工場
- 作業場
- 倉庫
- 販売促進の場所
- 鉱物及び天然資源採掘場
- 石油及び天然ガス採掘場
- 漁業、畜産、農業、プランテーション又は林業
- コンピュータ、電子エージェント又はインターネット経由の事業を行うために電子取引プロバイダーが所有、リース又は使用する自動化設備

また当該規則では、インドネシア国内に固定の事業所がなくとも、外国主体が下記のいずれかを通じてインドネシア国内で事業又は活動を行う場合は、外国主体がインドネシア国内にPEを所有すると認定されることが規定されています:

- インドネシアにおける建設、据付又は組立プロジェクト
- ある12ヶ月間において60日間以上にわたるサービスの提供(サービスの形態は問わず、その実施者が従業員であるか、その他当事者であるかを問わない)
- 依存する代理人として機能する個人又は事業体
- インドネシアで設立されていない若しくはインドネシア国内に居住せず、インドネシア国内で保険料を徴収する若しくはリスクに対して保険を提供する保険会社の代理人若しくは従業員

事業又は活動の定義は、所得を獲得、回収又は維持する全ての行為を網羅します。

準備又は補助的活動

OECD及びUNコメンタリーと同様に、租税条約の規定に従い、インドネシア国内において「準備又は補助的」活動のみを行う外国主体による事業についてはPEは構成しないと判断されます。

当該規則では、具体的に何が「準備」又は「補助的」に該当するか、いくつかの指針を提供しています。準備活動は、必須かつ重要な活動が実施できることを確保するために行う初期の活動であると定義されています。補助的活動は、必須かつ重要な活動を促進するための追加の活動であると定義されています。これらの活動が別の当事者のために実施されている場合には、PEを構成する可能性があります。

必須かつ重要な活動は下記の活動として規定されています：

- 外国主体の主要事業又は活動
- 外国主体の主要事業又は活動の不可分の構成部分
- 外国主体のために直接的に所得を発生させる活動
- 多大な資産と人的リソースを使用する活動

建設、据付及び組立プロジェクト

当該規則では、建設、据付及び組立プロジェクトの詳細を規定しています。

建設プロジェクトは下記を網羅します：

- 建設コンサルティングサービス
- 建設作業
- 統合建設作業(モデルのデザイン又はエンジニアリング、調達及び導入作業を含む)

据付及び組立は、建設作業に関連する据付と組立、並びに機械設備の据付と組立を網羅します。

当該規則では、当該の建設、据付又は組立プロジェクトには、プロジェクトがインドネシア国内に所在するが作業がインドネシア国外で実施される、若しくは作業が国内又は海外の下請け業者に下請けに出される場合が含まれます。

当該規則では、租税条約が適用される場合において、当該条約下のタイムテストが適用されると規定しています。タイムテストの計算方法の詳細も提供されています。この中で、条約にて(日次ではなく)月次のタイムテストが規定される場合、当該月において一日経過した場合、これを一月と計算すると規定されていることに注意が必要です。

サービスPE

当該規則ではサービスPEの税法下の定義(ある12ヶ月間において60日間以上にわたるサービスの提供(サービスの形態は問わず、その実施者が従業員であるか、その他当事者であるかを問わない))について詳細な規定を設けています。当該規則では、下記の全ての状況に該当する場合、これが適用されます：

- 従業員又はその他の当事者が外国主体により雇用されている又は外国主体の下請け業者である。
- サービス提供がインドネシア国内で実施される。
- サービスがインドネシア国内外の当事者に提供される。

建設PEと同様に、租税条約下のサービスPEの認定は当該条約で規定されるタイムテストの条件に準拠します。タイムテストの計算方法の詳細は別途提供されています(建設PEの場合と同様)。

依存及び独立代理人

当該規則では、外国主体のPE設立に関連した依存(非独立)及び独立代理人(エージェント)について詳細な規定を設けています。一般的に、依存代理人として機能する個人又は事業体は、外国主体のために若しくは外国主体を代表して活動する場合は、PEを構成するものとみなされます。

当該の個人又は事業体は、その事業又は活動が外国主体の指示の下になされる、若しくは当該事業又は活動により生じるリスクを自ら負わない場合、外国主体のために若しくは外国主体を代表して活動しているとみなされます。租税条約下では、依存代理人が準備又は補助的活動のみに従事する場合、PEを構成するとはみなされません。

インドネシアにおける事業又は活動が独立代理人(エージェント)、ブローカー又は仲介人を使用して実施される例外があり、当該の代理人、ブローカー又は仲介人がその正常な事業の一環として活動することを条件としています。

保険PE

最後に当該規則では保険PEについて規定しており、インドネシアで設立されていない若しくはインドネシア国内に居住していない保険会社の代理人又は従業員が下記のいずれかの状況に該当する場合、PEを構成すると認定されます：

- インドネシア国内において保険料を徴収する。若しくは
- 被保険者がインドネシア国内に居住する若しくは住所を有する若しくは所在する場合において、リスクに対し保険を提供する。

ただし、租税条約の下では、上記の規則は再保険事業には適用されません。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@id.pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Dany Karim
dany.karim@id.pwc.com

Mohamad Hendriana
mohamad.hendriana@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Deny Unardi
deny.unardi@id.pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com


Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

 PwC Indonesia

 @PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2019 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.